

運転経歴証明書の保有者の方に
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

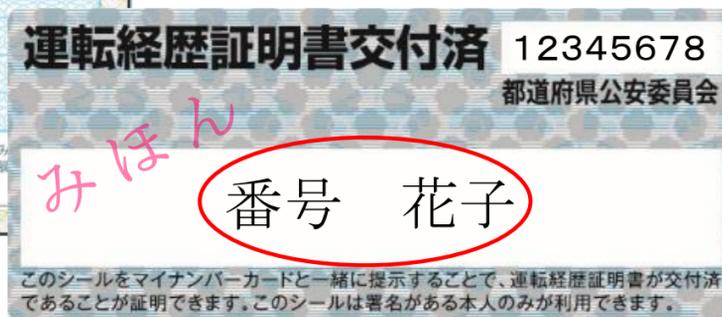
- ★ 運転経歴証明書の保有者の方は、「**運転経歴証明書交付済シール**」をマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できる**ようになりました。
- ★ バスやタクシーに乗車する際などに、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方**については、運転経歴証明書を提示しなくても、**割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。**

シールの見方

- 1 シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- 2 シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。**
シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。
- 3 **シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認**のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード



シールはマイナンバーカードと一緒に提示されます

シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！

警察庁
滋賀県警察本部

お問合せ先：交通部交通企画課（電話番号：077-522-1231）